

# 食糧メーデーと 天皇プラカード事件(3・完)

松島松太郎氏に聞く



はじめに

- 1 生き立ちと戦時の生活
- 2 敗戦と労働運動の復活(以上第534号)
- 3 食糧闘争と食糧メーデー(第535号)
- 4 天皇プラカード事件(本号)

## 4 天皇プラカード事件

### オプラーについて

ご無沙汰しておりました。この間、天皇プラカード事件に関する文献調査を重ねておρισして、ほかに論文執筆などもあり、連絡が大変遅れてしまいました。前回のお話からほぼ1年経ちました。松島さんにはお変わりございませんか。

**松島** ええ。私は現在74歳です。妻からも言われて、以前よりはずうっと健康に留意した生活をしております。

先日は丁寧なお手紙を有難う。先生にお送りしたダネルスキー(David J. Danelski)の論文(「プラカード事件をめぐる法と政治 不敬罪はいかにして廃止されたか」早川武夫訳、『法律時報』第60巻8, 9号)が役立つようで、私としても嬉しく思います。井出孫六さんから、『世界』に発表した「天皇プラカード事件」(第522号, 1988年12月)では大変お世話になったむねの手紙があり、恐縮した次第です。

ご教示あらためて感謝申し上げます。ダネルスキーの論文を読んでおρισして、オプラー(Alfred Christian Oppler)の存在と、彼が『Legal Reform in Occupied Japan』(Princeton University Press, 1976年)という著書を出版して、天皇プラカード事件についてもかなり詳しく言及していることを知りました。彼はどうも、GHQ側におけるプラカード事件に関与したキイ・マンだったようです。

オプラーは、GHQの民政局政治部法制司法課の課長でした。彼は1946年2月、GHQ民政局の求めでペンタゴンから赴任し、日本の法制度改革にタッチしました。プラカード事件の裁判に対しても、オプラーはケーディス大佐とともに民政局長のホイットニー准将を助け、他方で日本政府との司法関係における連絡窓口となっております。

私は、占領期日本の労働史を専攻しております。これまで私は、GHQの対日政策においては労働課に関心を向け、法制司法課については意識しておりませんでした。私として

は大変迂闊だったと反省しております。

**松島** そのオブラーだったのかな。裁判中にGHQ民政局から連絡があり、法律関係の将校という人と一度だけ、青柳(盛雄)弁護士だったかはっきりしないが立ち会ってもらい、面談したことがありました。一審の判決が出て、弁護団が控訴することを決めた直後、どうも東京高裁において審理が始まる直前だったと記憶する。

どのような話だったのですか。

**松島** 突然聞かれても……。話しているうち思い出すかもしれない。第一審で、私は不敬罪で訴追されましたけれども実際は名誉毀損罪で懲役8か月の判決を受けた。その名誉毀損罪の判決にどう対処するか、という微妙な問題も話に含んでいたと思いますね。控訴するのかわからないかと問われたような気もするが、あやふやな記憶で話してはいけません。

### 天皇ブラカード事件の文献

この間、憲法学者・佐藤功の論文「ブラカード事件 戦後史における不敬罪の運命」(田中二郎ほか編『戦後政治裁判史録1』1980年)、家永三郎ほか編『正木ひろし著作集』(第1巻、1983年)など、天皇ブラカード事件に関する論文などを読んでおりました。ブラカード事件の問題やその評価については『ジュリスト』『法学セミナー』『法律時報』でも折にふれて扱い、再検討を試みていますね。

**松島** そうですね。現在も法曹関係者や研究者、マスコミ関係の方から問い合わせがあります。法政大学の付属高校(第二高等学校)の生徒さんも、渡辺先生が引率して、社会科の授業の一環ということで毎年のように「話をきかせてくれ」と自宅にやって来ます。

ブラカード事件については、歴史学者のねず

まさし著『象徴帝国の誕生 天皇昭和紀(下)』(至誠堂、1961年)がいちばん詳しく、かつ事実を正確にまとめています。私自身、なんども読み返しました。そのつど示唆があり、記憶も蘇り「なるほどブラカード事件にはこういう意味があったのか」とか、事件に対する日本政府の対応にあらためて怒りを覚えるのです。

私はこれまで、『新かながわ』など地元新聞に何回か、自らの活動を回顧する形で話すことがありました。けれども今回のように「ブラカード事件年表」を作成して、手持ちの文献を洗いざらい調査し、本気になって準備するようなことはありませんでした。

かつて、私は“時の人”というか日本現代史の一つの舞台に登場した人物として、現時点なりの回顧を問われるままに話してきました。先生からの励ましもあり、私はこの1年間、四十何年か前にタイムスリップしたような感覚で、自らの足跡を確認・検証してきました。私にとりまして大変な作業でした。けれども、新鮮な気持ちの高ぶりもあり、何かほっとするような不思議な安らぎがありました。

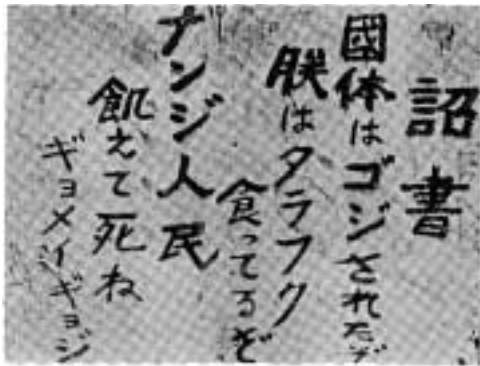
天皇ブラカード事件について、アメリカにおいても研究が進展していることは知りませんでした。現在、天皇ブラカード事件に関する判決書、図書、論文、弁護団の談話・声明、新聞記事などの目録を作成中であります。間もなく完成の見込みですので近々にお送りいたします。

**松島** 有難う。それは楽しみです。私製の「ブラカード事件年表」に書き込み、年表を充実させたいと思います。

### ブラカードの文言

**松島** 本題に入ります。まず、事件の発端となった「詔書 ヒロヒト曰く 國体はゴジされたぞ 朕はタラフク食ってるぞ ナンジ人民

飢えて死ぬ ギョメイギョジ 日本共産党田中精機細胞」という文面のプラカードですが、これは食糧メーデーの前夜、勤務する田中精機の寄宿舍にみんなが集まって、ああだこうだといわい言いながら、私自身が書いたものでした。



(不敬罪で起訴されたプラカード。  
1946年5月22日、警視庁押収物第254号。)

当時、私が住む寄宿舍は共産党の港区における拠点で、1946年半ばころまでは南部地区委員会や全日本機器労組などが事務所の一つとして使っておりまして。翌年の2・1ストの際は吉田資治さんら幹部のお歴々が寄宿舍に泊ったり、私の妻なんかも日立亀有労組の婦人部長を務め、連絡などで出入りしていました。妻とは1947年5月に結婚しています。

当時、寄宿舍の周辺に建物疎開などで壊された家財や襖(ふすま)がたくさん投げ捨てられておりました。畳一畳ほどの襖を半切にして柄をつけると、ちょうどよい大きさのプラカードになるのです。それを5、6枚拾い集め、半分に切って白い紙を糊付けしました。金属を塗装する場合、鉄粉に着色しますが、その塗料を青竹で野書きしたのです。カラーだったから、なお目立ったのでしょね。

例の「詔書 ヒロヒト曰く」の文言は、松島さんがお考えになったのですか。

松島 そうです。どんな文言がよいだろうと、

初めは皆でわいわいがやがや実に楽しく話し合っていました。けれどもまとまらず、結局私に任され、プラカードのほとんどは私が書く羽目になりました。それで即興詩を書くみたいに書きなぐったのです。十何枚は書きましたね。その一つが「詔書 ヒロヒト曰く」だったので。裏の文句も私が書きました。

裏？

松島 はい、プラカードの裏面の文です。裏面は「働いても 働いても 何故私達は飢えねばならぬか 天皇ヒロヒト答へて呉れ 日本共産党田中精機細胞」という文句でした。

私はプラカードで思念を表現する場合、天皇に対する風刺や天皇制批判を込めた内容のものとすることを決めていた。ど派手に書いた表面の文句はまあヒットしたのです。裏面はなんら当り障りのない縦4行で、パンチがなく、文字も表面よりも少し小さかった気がする。

「詔書 ヒロヒト曰く」のプラカードは、皇居前のメーデー会場ではとくに目立ちましたね。サイズはほぼ畳半畳です。繰り返になりますが、文字は鉄粉に着色していますから色が非常に濃厚に出ていて、赤と緑の二色でしたけれども、黒味があった感じに映っていたと思います。重い色の感じですね。私や六本木賢助さんなどの仲間が会場のあちこちで、プラカードを手いっぱい伸ばして掲げ、これを日映のカメラマンやサン写真新聞社の記者が撮っていました。

プラカードは集会後、日比谷公園までのデモ行進でも、警視庁玄関前の小集会でも、また皇居坂下門前の集会でも掲げました。

ところが、これは裁判の過程で知ったのですけれども、青木という刑事部の巡査部長が私服で会場に忍び込み、デモにも同行して状況を克明に記録していたのです。裁判所に証拠として提出した、警視庁が密かに撮影したフィルム

にも彼の顔が映っているとのことでした。このことは、集会の当初からある目的をもって私をマークしていたわけですね。プラカード事件は用意周到に準備された、官憲が仕組んだという側面があると思います。

### プラカードのねらい

「詔書」「ギョメイギョジ」(御名御璽)という、天皇が明治憲法下で大権を行使する詔勅の形式にしたのはなぜですか。

**松島** メーデー参加者に天皇の存在や天皇制の問題について考えてもらいたい、という思いがありましたね。

号令をかけて国民を戦争に動員し、かつ生命や財産を奪った張本人はヒロヒト天皇＝裕仁天皇、すなわち昭和天皇ですよ。太平洋戦争は裕仁天皇の「宣戦の詔勅」で始まりました。これは厳然たる事実ですよ。太平洋戦争も裕仁天皇の「終戦の詔勅」で終結しました。裕仁天皇の意思で戦争が始まり、そして彼の意思で戦争が終わった。

明治憲法のもとにおける天皇は絶対の主権者＝朕であり、現人神であり、統治権の総攬者であり、帝国陸海軍の元帥でした。天皇の臣民に対する命令と意思は、形式として「詔書」をもって周知されました。朕の言葉としてね。詔書は天皇の最高意思を示す形式ですよ。「詔書ヒロヒト曰く」はこの形式をもじったものです。

プラカードは、詔書という古式例においてなされる朕の政治＝天皇政治を風刺したものです。文学作品の一つの形式に、有名となった作品や韻律を模したパロディーがあります。あのプラカードは詔書という形式をとってなされる天皇政治をパロディー化したものでした。関連して述べておきたいことがあります。

どうぞ。

**松島** 戦後、太平洋戦争について旧支配者側が、東条英機など軍部の一部が暴走したとか、輔弼機関の責任だとか理屈をつけて戦争責任の問題から巧みに逃げました。戦争は裕仁天皇も臨席した、1941年11月5日の御前会議で正式に決まったのです。

そうですね。

**松島** そして、裕仁天皇による「宣戦の詔勅」が出ました。この点をあらためて考えてほしいのです。臣民＝国民は裕仁天皇の“号令”があったからこそ、苦悶・葛藤しながら応召を受け、かつ戦争に命がけで協力したのです。結果は敗戦でした。

憲法上、天皇の地位・立場がどうのこうのと言う以前に、最低限の問題として、裕仁天皇は日本国民やアジア各国民に対する道義的な責任があるのです。皇室典範などにおいて天皇の退位を定めていない、などと言って逃げてはいけません。裕仁天皇に、自ら道義的責任をとって退位する術がなかったわけではない。

裕仁天皇は、近衛文麿や南原繁さんらの提言を受けて、戦争終結と同時に退位すべきだったでしょうね。ところが広島と長崎に原爆を二つ落とされ、敗戦となり、国民が戦争の惨禍で苦しみ、遅配・欠配で餓死寸前にあるというのに、その天皇がなお尊崇の対象とされていた。

先生もご存知のように、明治憲法の第9条は「天皇ハ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル為ニ必要ナル命令ヲ発シ又ハ発セシム」とうたっていますね。こんなのは出鱈目ですよ。天皇政治は「臣民ノ幸福ヲ増進」するどころか、生命財産を奪い、こんどは国民を飢餓に陥れました。

プラカードに示される私の思いは、太平洋戦争であれ、現下の飢餓・欠乏であれ、すべての元凶が天皇制にあるのだということを国民に端的に訴えたかったのです。そうした意識が敗戦

以来、私の脳裏に沈潜していたものですから、先ほど即興詩のように書いたと言いましたけれども、深く思索・推敲することなく書きなぐるように吐露できたのでしょね。

### 「人間宣言」と「御真影」の問題

**松島** この点も我慢ならないものでした。裕仁天皇は1946年1月1日、「新日本建設二閣スル詔書」を発表しました。いわゆる「人間宣言」です。裕仁天皇は「現人神」から「人間天皇」へ突然、変身しました。象徴天皇制として生き延びるための、みごとな変身だと言わざるを得ない。

他方で、宮内省は当時、国民学校に下賜していた裕仁天皇の軍装の写真を引き上げ、人間となった新天皇の平服で写した写真を再下賜すると示達し、文部省も各府県に「拝辞」しないよう指導していました。

知らなかったですね。

**松島** 1946年の2、3月の時点で、拝礼の儀式は中断していたようですけれども、各学校に「奉安殿」はまだ残っておりました。自由法曹団は、日本の民主化を定めたポツダム宣言に反するとして「奉安殿」の撤去や、人間となった裕仁天皇の写真の安置に反対していました。

天皇制の存否について議会や国民の間で話題となったその瞬間に、幣原内閣は、明治憲法における刑法第74条と76条、すなわち天皇と皇族に対する不敬罪はなお有効で厳存していると言明する一方、天皇や天皇家に対する国民の尊崇の念を保持しようと執拗に画策したのです。天皇制を維持することへの執着を示すものでしょね。

1946年2月19日、私の住む川崎市から始まった天皇の全国巡行も、象徴天皇制として生まれ代わるための演出だったと思っています。「人間天皇」を演出する巡行は、敗戦の苦難を国民

のために一身に受け、朕もしのぐから臣民＝国民もしのげとして、国民を劇場の世界に誘ったのです。問題と矛盾は、現実の生活にありました。

私は、この天皇巡行についても一言あるのですが、本題から逸れるのでこのへんで止めておきます。とにかく「詔書」の形式で発表した私のブラカードは、裕仁天皇と天皇制の問題を、民衆に対して現実の生活において考えてほしいと願って作製したものでした。

### 検挙される

**松島** 食糧メーデーの翌朝、工場周辺の様子が少し変でした。見慣れない人が2、3人、警視庁の刑事だったわけだけでも、様子を探るような感じで見張っていたのです。翌日もそうです。

5月22日の朝、東京地検（東京刑事地裁検事局）が食糧メーデーに掲げたブラカードについて尋ねたいと私に出頭を命じてきました。この日は、前月4月22日に幣原内閣が総辞職し、1か月の政権空白ののち、吉田茂が幣原の奏薦を得て内閣を組織した日でもありました。

私自身、東京地検の出頭要請を冷静に受けとめ、驚天動地というようなことはなかった。予感のようなものがあったのでしょね。あれほどのことをやったのですもの。

「あれほど」とは？

**松島** 前回話しましたが、私は三田警察署による木炭の隠匿を摘発しています。また、東京地方における隠・退蔵物資を摘発する責任者みたいな立場におりました。私はあちこちの集会に出て演説し、「本丸は警視庁だ」なんて煽っていたのです。食糧メーデーでも流れ解散した集会をもう一度、皇居坂下門前に参加者を集めて集会を開いたのも実は私でした。

出頭要請に、松島さんはどう対処され

たのですか。

**松島** 任意出頭でしたから毅然と拒否しました。同時に、私は共産党東京地方委員会の委員で、本部の市民対策部員でしたので、代々木の本部に連絡をとり指示を仰ぎました。本部も出頭すべきでない、という判断でしたね。

2、3日して東京地検は私の逮捕を決め、寄宿舎の私の部屋を捜索し、例のプラカードやノート類を押収して行きました。私自身は、党の指示もあり、社長の了解を得て一時身を隠したのですけれども、6月14日、代々木駅に向かう山手線の車内で警視庁の刑事に逮捕されました。

これは本題からずれていますが逸話として話します。検挙された私は、警視庁で身元確認などの訊問を受け、「今晚は警視庁の地下に泊るのかな」と思っていたら、刑事は「今夜中に小菅(刑務所)に移動したいが、車がない」ということでした。私を護送する車の手配がうまくいかないということでした。

私は検挙されたことを田中精機の社長に報告して迷惑を詫びたかったし、書類や定期券を返さなければならぬので連絡をとりました。そうしたら社長がダットサンで、社長夫人が握ったおにぎりを持って駆けつけてくれたのです。私はその夜、社長が乗って来たダットサンで、会社の運転手の運転で、両脇の刑事に「すまないね」とか言われながら小菅に護送された。

珍事ですね(笑)

**松島** 当時の警視庁はドタバタだったので。護送用の車なんかも無かったのでしょうか。田中精機の社長は戦前以来、三田警察署管内の顔役でいくつもの肩書をもっていました。私の検挙は、社長の顔に泥を塗るような形だったわけですが、社長は何一つ文句を言わず、不快な顔もせず、「気をつけるよ。工場のことは心配

しなくてよい」と言って私を見送ってくれました。社長は数年前に亡くなりました。私は、現在も社長夫妻に心から感謝しているのです。

### 弁護団の編成

**松島** 検事局は1946年6月21日、司法大臣(木村篤太郎)に対して、私を刑法第74条第1項の天皇に対する不敬罪で訴追する許可を求め、大臣はこれを認めました。

この結果、私は吉河光貞検事、吉田作穂予審判事によって訊問され、プラカード事件の裁判が正式に決まったのです。そして、8月2日東京刑事地裁の第5部で第1回公判が始まりました。この間、プラカード事件の弁護団が結成され、公判は控訴・上告を重ねて、1948年5月26日、最高裁大法廷で上告棄却が言い渡され終審となりました。

弁護団長はどなたでしたか。

**松島** 布施辰治さんです。布施さんは弁護士会の最長老で、大所高所から指導されておりましたね。弁護団は、自由法曹団の弁護士を中心に十数人で編成され、上村進、神道寛次、正木ひろし(昊)、森長英三郎、青柳盛雄さんらが張り付くような形で弁護してくれました。間もなく金沢市に転居された梨木作次郎さんもメンバーでしたね。

ちょうど2年余に及び公判闘争を事実上、専任で弁護してくださったのは正木さんと青柳さんでした。青柳さんは弁護団をまとめる事務局長のような存在で、お二人は幹事長だった上村さんと、刑法における不敬罪規定の問題性についてあらゆる角度から検討し、公判でも舌鋒するどく弁論を展開し、吉河光貞検事は反論に窮して往生することが何回もあったのです。

プラカード事件の結審から41年経ちます。毎年5月、新緑若葉の季節になると正木さんや青柳さんのことを思い出します。青柳さんとは現

在も懇意にさせてもらい、会合や集会でもお会いします。正木さんとはきちんとした形で感謝の言葉を申し上げないうち、1975（昭和50）年12月に亡くなりました。

### 正木ひろし弁護士について

**松島** ついでに正木弁護士について少し紹介しておきたい。

どうぞ。

**松島** 正木さんはチャタレイ事件、菅生事件、三鷹事件、丸正事件など日本の裁判史上、有名なでっち上げ事件や人権裁判の弁護人になられていますね。青柳さんの話では、正木さんは権力犯罪や政治の不正や弾圧事件に対しては自らかって出て、異常なほどに執念をもやして、独特の論理と推論でガンガンと検察側を追い詰めた弁護士だったそうです。

プラカード事件でもそうでした。正木さんについては人権派の弁護士として有名です。評判の通りなのですが、彼に対する私の印象はむしろ剛直で、反骨・反権力の弁護士というイメージが強い。

正木さんは、プラカード事件は、日本が封建社会にあることを如実に示す実に滑稽な裁判だと言っていましたね。同時に、もしこのプラカード事件が有罪となったら、日本は世界の「三等国」というより「六等国」であることを実証するもので、裁判は、日本が封建専制の残滓を残して本質は君主制として存続するか、それとも大きく先進的なデモクラシー国家として発展するかの分水嶺に位置する事件だと、口角泡を飛ばして弁論していました。

実際に、正木さんの弁論は、不敬罪の存在そのものの違法性を指摘するだけでなく、天皇制の封建性を激しく糾弾し、無用・打倒を叫んでおりました。私の正木さんに対するイメージは、急進派左派の弁護士としてのイメージなんで

す。弁論も実にすさまじかった。正木さんは、公判において「天皇は亡国をもたらす存在だ」とか「天皇は悪をはびこらせるチフス菌だ」とか、とにかく独特の論理を組み立てて、吉河検事を往生させておりました

### 吉河光貞検事について

**松島** 関連して、吉河光貞についても述べておきます。吉河が尾崎・ゾルゲ事件裁判のときの主任検事だったことは知っていましたか。

はい。

**松島** 彼はプラカード事件のときも主任検事で、内閣書記官長や法制局と密接に連絡をとりながら実に執拗に、かつGHQ工作も含めて陣頭指揮をしていたのです。先年、吉河は最高検の検事を経て、60年安保のあと公安調査庁の長官に就任していますね。

ええ。吉河検事はもと左翼で、第一高等学校のときは学連（関東学生社会科学連合会）の活動家で、共青（日本共産主義青年同盟）にも関係していたそうですね。

**松島** 詳しくは知らない。とにかく吉河は「左翼崩れ」で1928年の3・15事件や、翌年の4・16事件でびびって転向した人物だと承知しています。彼は、1949年4月の団体等規制令の公布を準備し、50年6月には共産党中央委員の追放や、52年3月に破壊活動防止法の策定をおこなうなど、公安部門のボスの存在となっていますね。

### 第1審の公判

**松島** 次に、第1審の公判について述べます。明治憲法下の刑法第74条は、第1項で「天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又八皇太孫ニ対シ不敬ノ行為アリタル者ハ三月以上五年以下ノ懲役ニ処ス」と定めています。また第76条は「皇族ニ対シ不敬ノ行為アリタル者ハ二月以上

四年以下ノ懲役ニ処ス」と定めています。

私はこの刑法第74条違反として検挙され、公判請求書の公訴理由にもそう記載されていました。ちなみに刑法第73条は「天皇、太皇太后、皇太后、皇后、皇太子又ハ皇太孫ニ対シテ危害ヲ加ヘ又ハ加ヘントスル者ハ死刑ニ処ス」と定めていました。

予審判事の訊問に対しても述べたのですが、私は当時、不敬罪それ自体、存在を否定しておりました。弁護団もそうです。

明治憲法は第1条で「大日本帝国八万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」と定め、第3条で「天皇ハ神聖ニシテ侵スヘカラス」、第4条で「天皇ハ国ノ元首ニシテ統治権ヲ総攬シ」と規定しています。不敬罪の規定は、この第3条と4条の規定、すなわち天皇の神聖不可侵性と元首たる地位を守ることにありました。

日本は、天皇の決断でポツダム宣言を受け入れ、連合国に無条件降伏しました。敗戦により日本統治の権限は、マッカーサーに委任されました。天皇は主権者でなく、統治権の総攬者でもなくなりました。また天皇は自ら神格化を否定する「人間宣言」を発表しています。

1945年10月4日、GHQはいわゆる人権回復の指令を発し、10月10日までに治安維持法違反など3000人の政治犯が釈放されましたが、不敬罪に問われて獄にあった刑法犯もこのとき釈放されているのです。

そうですね。

**松島** 1946年3月6日、幣原内閣は改定憲法の政府案(『憲法改正草案要綱』)を発表しました。その政府案ですら、人はすべて法の前に平等であり、天皇は象徴としてその地位は国民の総意にもとづくと定めていました。これらの事実は、不敬罪の構成要素、すなわち天皇の神聖と絶対不可侵性が消滅したことを意味します。不敬罪はもはや存在しないと考えるのが正当だ

ろう。

ところが公判で検事側は、不敬罪は厳として存在し事犯に適用されると強弁したのです。理屈にもならない屁理屈の論理だね。

どのような論理で？

**松島** 刑法の不敬罪規定には、神としての天皇と元首としての天皇との二つの資格に対する侮辱罪を含んでいる、というのです。そして、神としての天皇は、ポツダム宣言の受諾や裕仁自らの「人間宣言」によって否定され、この点は認める。他方、元首としての天皇はその権能について多少「縮減」したけれども、マッカーサー元帥の助言・指導のもとになお統治権の一部を掌握し、かつマッカーサー元帥も、天皇の存在と天皇制の存続を認めている、と主張していました。

また、検事側はこういう論理も展開していました。不敬罪の規定は本来、元首たる天皇と皇室の榮譽に対する侵害を罰して、国家の存立と安寧秩序を保持することに真のねらいがあり、国家体制を維持するという目的からして不敬罪は存続しているのだ、というのです。この主張は、強弁というか本質のすりかえというか、私には理解不能ですね。この点は、かりに天皇に元首としての地位を認めるにしても、不敬罪と元首に対する侮辱罪とは区別しなければならないでしょう。

とにかくポツダム宣言の受諾とGHQの統治により、天皇の神聖と絶対不可侵性は消滅し、元首として地位も崩れ、統治権も失われてその効力は停止し、この結果、不敬罪は消滅したのです。

### 政治批判の自由を主張

**松島** もう一つ、私らは公判で、1945年10月4日のGHQ指令「政治的・市民的・宗教的自由に対する制限撤廃に関する覚書」(SCAPIN



93)を楯に起訴の不当,違法性を主張しました。指令は,日本政府は思想,信教,集会および言論の自由 天皇,天皇制,日本政府に対する自由な討議を含む を制限する一切の法令を廃止ないし停止すべし,と命じていました。

プラカードの文句はあくまでも天皇や天皇制政治に対して自らの自由意思で批判,風刺したもののなんです。もしこれが罰せられるのであれば,言論・表現の自由は否定されてしまう。

このことはGHQの指令に,またポツダム宣言にも違反していますね。ポツダム宣言も「日本国政府ハ,日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ復活強化ニ対スル一切ノ障害ヲ除去スベシ。言論,宗教,及ビ思想ノ自由並ニ基本的人権ノ尊重ハ確立セラルベシ」(第10条)と記していました。

敗戦につづくGHQの民主化の結果,神権専制の天皇制は崩壊しました。天皇制の背骨だった軍隊も特高警察も解体され,旧体制側は象徴天皇制としてであれ何であれ,天皇制を残置するために「人間天皇」や「愛される皇室」を演出しなければならない事情にありました。

「人間宣言」が発表され,天皇の全国巡幸が実施されましたね。

**松島** そうです。天皇や天皇制に対する批判や非難は,向こう側にとっては容認できず,決してあってはならぬ事態だったのでしょうか。プラカード事件の本質の一つは,天皇と天皇制に対する自由な言論や批判にブレーキをかけることにあり,これを封殺し,体制を存続させることにねらいがありました。

とにかく検察側は,ポツダム宣言やGHQの10・4指令まで無視し,身勝手な法解釈をおこない,死文化した不敬罪で私を裁こうとしたのです。その執念たるやすさまじいものがありました。

他方,私らの見解は,むしろ民主主義の徹底

化をはかるためにも天皇と天皇制に対する批判は必要であり,むしろ天皇制は廃止しなければならないという見地にありました。

### 天皇の喚問要求

**松島** 私の見解は,吉河光貞検事がおこなった「聴取書」や第1審判決に子細に紹介されています。「聴取書」ではプラカードの文句について,これは「私自身ノ天皇制ニ対スル政治的批判ヲ風刺的ニ表現シタ」もので,「天皇制ナルモノハ,現存国家ノ封建的専制的政治制度ニ外ナラヌモノデ,日本民主化ノ為ニハ,斯カル天皇制ハ廃止サレルベキモノデアリマス」と述べています。

第1審の公判で,正木ひろし弁護士は吉河検事の不遜な法廷態度と不当な主張に心底怒り,裁判長に「天皇を証人として喚問しろ」と要求したのです。天皇を証人として裁判所に呼べと要求したのは,日本の裁判史上,正木弁護士が初めてではないでしょうか。

どのような理由でですか。

**松島** 1946年6月20日,第90帝国議会の衆議院で,政府が提出した憲法改正案の審議が始まりました。いわゆる憲法制定議会ですね。審議の過程で不敬罪の廃止は自明となりました。けれども吉河検事は,不敬罪は廃止の法令が公布されていないので現に存在し,効力も有すると強弁し,ほかに本件は刑法230条第1項の名誉毀損罪にも該当する,と言い出したのです。最終論告でもそのような内容で結んでいました。

ところが,刑法232条は名誉毀損罪の場合,「告訴ヲ待テ之ヲ論ズ」という親告罪を前提としているので,天皇が出廷してその「被害」を述べなければならぬ。検事が天皇の代理で親告することが可能か,という問題もありますが,正木さんは,裕仁天皇の名誉がどう毀損されたか調査するため天皇の出廷証言を求めたので

す。五十嵐太仲という裁判長はほんとうに驚き、困惑していましたね。裁判長は正木さんの請求を拒否しました。

### 第1審判決

**松島** 第1審の判決は、1946年11月2日、日本国憲法の公布の前日に言い渡されました。判決は刑法230条第1項の名誉毀損罪により、裕仁天皇の名誉を毀損したとして懲役八か月に処する、というものでした。私を刑法74条の不敬罪で訴追しておきながら、実際は違う法律の第230条の名誉毀損罪で裁いたのです。こんなことって、法治国家として考えられない。

私も弁護士も無罪を要求しかつ期待しました。だって憲法制定議会において新憲法が成立し、刑法第74条の不敬罪をもって裁くことは誰が考えても無理だったし、裁判官も扱いに苦慮していたのです。

判決では、プラカードの文言が天皇に対する風刺、あるいは天皇制政治に対する批判とは認定できない、と判断していますね。

**松島** そうですね。言論や表現の自由の権利を主張する場合、「節度と礼讓」をもって律する必要があり、あのプラカードの文章は「用語、語調など表現形式が野卑低劣にして、而も侮蔑的、煽動的」であるとか、「天皇に対する嫌悪感情を誘発せしめるために為された」とか、理由をあげていましたね。

判決は適用罪状を不敬罪でなく、名誉毀損罪として扱っています。これは、私らの主張がほんの少しだけ認められたことを意味しているでしょう。判決では、天皇に対する神聖不可侵性、統治権の総攬者、元首としての特殊な地位はポツダム宣言やGHQによる一連の民主化指令により変革され、その結果、天皇は特殊に存在するのでなく、個人性を有するようになったと判断していましたね。

また判決は、不敬罪について「国体観念を根源とする国家の基本的組織を保護法益」とするもので、天皇の地位、権能に変化を来たし、かつ天皇に新しく個人性が生じた以上、天皇に対する侮辱などは不敬罪でなく、個人に対する名誉毀損罪をもって裁くのが妥当であると理由を述べていました。

そして、名誉毀損罪における親告罪については、「告訴は単に親告罪の訴追を被害者の意思に係らしめる形式的要件であって、犯罪の成立に必要な構成要件ではない」として、公益を代表する検事が、天皇が明示した意思に反しないかぎり天皇を被害者とする公訴ができるという判断を示したのです。

### 控訴する

**松島** 理由はわからないが、五十嵐裁判長はこういうわけが結審を急いでいましたね。私は1946年6月22日に起訴されました。そして、8月2日に第1回公判が実施されて以降、ほぼ毎週、公判がおこなわれました。実際、弁護士もその準備に大変だったのです。

裁判所側がなぜ結審を急いでいたのかわからない。GHQと司法省との間で、あるいは検事局とGHQとの間で、なんらかの協議なり了解なりがあったのだろうか。裁判所と検事局との間でも、弁護士を抜きにした裏の話し合いがあったかもしれない。

私が勝手に推察するに「天皇を出廷させろ」「出廷させられない」という問題にまで発展した、不敬罪裁判という政治的にきわめて微妙でややこしい裁判は早く一件落着にしたい、日本国憲法の公布に伴う大赦令も予定されており、被告人も救済されるのではないかと、これに合わせて決着すれば万事うまくゆく、と判断したとも考えられる。

実際、第1審の判決の翌日に、政府は新憲法

の成立を祝う大赦令を公布しました。このとき刑事犯、民事犯を合わせて30万人が赦免されたといわれていますが、この大赦令はプラカード事件にも適用され、私は赦免されました。

天皇と天皇制の政治を批判し、不敬罪で訴追され、不敬罪ではなかったけれども天皇に対する名誉毀損罪で有罪になった私が、その天皇大権の大赦令で赦免されるなんて実に滑稽ですね。

私は、第1審の判決は不当であり、不敬罪は新憲法の公布によりもはや存在しないのだから無罪であるとして、東京高裁（東京控訴院）に控訴しました。ところが検事側も「名誉毀損罪の特例という判決はあまい。本件はあくまでも不敬罪として有罪を科すべきだ」として、検事控訴の手続きをとったのです。

#### 五十嵐裁判長について

**松島** 第1審は五十嵐太仲を裁判長に、芦田直己、真田秀夫の裁判官で審理されました。五十嵐さんは種々思案するところがあったのでしょね、間もなく裁判官を辞めました。

私は第1審の判決が出た後、日本共産党の全国オルグとなり北陸地方を分担して富山県に行きましたとき、裁判長の甥という方に会いました。彼は繊維関係の労組の委員長でした。その甥という方は「私の叔父は、不敬罪は成り立たぬという判決を出したので裁判官を辞めざるを得なかったのですよ。しばらくの間、叔父は悩んでいましたね」と言っていました。

実は、五十嵐さんは裁判長を辞めた後、弁護士に転身しています。私は川崎市に転居し、彼とはちょっとした付き合いをするようになりました。

どんな付き合いですか。

**松島** まあ、それは……。あるとき五十嵐さんにその辺の事情について尋ねたことがありま

した。彼は「いや……」と言って答えてくれなかった。裁判長の辞職と退職は「見えざる手」が働いたのだろう、と私は推測しています。何年も経っていますから、判決の経緯についてもあの時点での感慨なりを聞いたかったです、が、いっさい話してくれなかった。

裁判官は、自らの判決については語らないのだろうか。第1審の判決を冷静に読めば、行間からは判決書を作成する際の苦悩が理解できますね。プラカード事件は、体制側に立つ場合、あるいは法曹に従事する人からすれば、名誉毀損罪で裁くのがざりざりの線だったのかもしれない。

そうですね。

**松島** 控訴審における主文は、免訴でしたけれども、私は不敬罪で裁かれたのです。この違いはまことに大きいと思う。第1審の判決は、ある意味で裁判官の良識が出ている、と理解できないこともない。

#### GHQの介入と指導

**松島** 第1審の判決が、なぜ天皇に対する不敬罪を定めた第74条でなく、刑法第230条による一般規定の名誉毀損罪における判決となったのか、また検察側がなぜ第1審の判決を不服として、しかも高等検察庁が直接指揮して検事控訴をおこなったのか、私はこれまで理解できなかった。

控訴については、弁護団のうちにも10回を超す公判の経過や検察側の論告求刑などから、名誉毀損罪による有罪の判決が出るかもしれないと予測する向きがありました。だが、不敬罪で訴追している以上、まさかそんなことはないだろうというのが共通の認識であり、かつ無罪を期待しました。

この件については、ダネルスキーの論文「プラカード事件をめぐる法と政治」(前出)を読

みまして謎が解けました。

私にはGHQに関する情報がなかったものですから、ダネルスキーの論文を読んでほんとうに驚きました。私のプラカード事件や、吉田茂内閣における刑法改正で不敬罪をどう扱うかについて、実はGHQと日本政府との間で熾烈な折衝、折衝というよりはケーディスやオプラーらの指導・助言があったのですね。とくに先生が先ほど言われた、オプラーの強い働きかけがあったようです。

オプラー著『Legal Reform in Occupied Japan』(前出)を読みますと、プラカード事件であれ、刑法改正における不敬罪条項の扱いであれ、GHQがかなりダイレクトに関与していますね。他方で、日本政府はGHQの指導・助言を無視する形で、あるいは抵抗しながら、何としてでも不敬罪を存続させようと、吉田首相、木村司法相、司法省刑事局の幹部がGHQに対して執拗に工作を試みている。

**松島** そのようです。ダネルスキーの論文を読んで驚いたことは、プラカード事件の公判が始まってすぐに、GHQが、1946年8月の時点で「刑法の不敬罪に関する規定の改正を勧告するために研究に着手し、「廃止か全面改正をおこなう」という結論を出していたことです。

とくに、司法省が改正に際して、不敬罪関係の条項すなわち刑法73条～76条は残したい旨GHQに求めたのに対して、オプラーが、第74条は10月4日の指令(SCAPIN 93)に反するとこれを退け、かつ「公人としての天皇は総理大臣と同様に、批判を受けるようになっていなければならない」と提言していたことは注目されますね。

しかも、「不敬の行為に対し厳しい刑事制裁が存続する限り、天皇についての議論と批判の

自由は甚だしく損なわれる」とまで彼は述べていますね。これらの主張は、私や弁護団が公判で強く求めていたものです。

オプラーは第1審判決についても、「プラカードの内容が『野卑』で露骨であることは認められよう。しかしそれは、民主国家において国家の首長または政府の構成員の政治的批判に対して通常認められる限度を越えるものではなかった。酌量すべき事実は、被告人が、感情を抑制できなくても当然だった大衆食糧デモに際して行動し、その行動に動機を与えたのは、個人的問題ではなく、政府が困苦の中にある国民を救い得ないことを最大限に衝こうという意図であったことである」と、松島さんの行動とその思いを肯定していますね。

**松島** ええ。今回もダネルスキーの論文をあらためて読み、読んでいううち深い感動に包まれました。

しかも、オプラー自身「検察および検察当局としては、そのような間々ある行き過ぎを大目に見ることを学ばなければならない」と、司法省の高官に諭すように助言していたことです。オプラーは、アメリカに移住してハーバード大学に勤務する前は、のちペンタゴンに異動していますけれども、ワイマール時代のプロシャ最高行政裁判所の裁判官でした。彼は、デモクラシーの何たるかを歴史実践の試練をへて承知していたようですね。

**松島** そうですか。

GHQが、天皇プラカード事件の第1審判決において最も問題にしたのは、天皇に対する名誉毀損罪の訴追が、被害を受けた天皇に代わって、国すなわち検事が公訴できるとしていたことでした。

オプラーは、1946年12月3日付の「日記」

(前掲の著書に収録)に、法律論として重大問題があるとする「覚書」を日本政府に手交しています。また12月19日には谷村唯一郎司法次官と佐藤藤佐刑事局長を招き、他の不敬罪事件ではそうしたことの無いよう釘をさしていますね。

**松島** 私のブラカード事件において、あるいは吉田内閣における刑法典の改正準備にGHQが深く関与しているだろうことは推測されたし、弁護団にも漏れて伝わっていました。けれども具体的な事例となると、ダネルスキーの論文を読むまでは、また先生からオプラーの著書の内容を聞くまでは正直のところ実態はわかりませんでした。12月10日に、ケーディスとオプラーが司法省の次官らに「不敬罪の存置は認めない」と告知していますね。

ええ。オプラーの「日記」の1946年12月20日付にホイットニー(准将)、ケーディス、そしてオプラーが木村司法相、佐藤刑事局長らをGHQに呼び、編さん中の刑法典から不敬罪＝「皇室に対する罪」を削除し、かつ天皇への危害や侮辱に対する訴追に際しては、首相ないし司法大臣により代理がなされても、検事によって代理されてはならない、と命じていることも注目されます。

**松島** ダネルスキーも「ホイットニーから、最高司令官は、日本政府が73・76条を直ちに破棄することを希望している」と正式に伝えたとここに書いてありますね。

ブラカード事件にしる、不敬罪の廃止など刑法典の改定にしる、GHQが前面に出て日本政府に圧力をかけていたことがよくわかりました。今回、私自身の調査で得た最も大きな収穫は、事件や裁判の背後で、日本政府が執拗にGHQに対して工作し、GHQがこれを拒否・排除して、ついに不敬罪が廃止にいたった経緯と経過が理解できたことです。

## 日本政府の抵抗

日本政府の抵抗はすごい。第1審の判決に先立つ1946年10月9日、GHQ涉外局はマッカーサーの「声明」を発表しています。この「声明」は、検察庁が『アカハタ』や『人民新聞』など左翼系の新聞における不敬罪に該当するという記事を調べてこれをGHQに報告し、編集発行人を起訴する準備をしていたところ、GHQが反対した結果これを取り止め、このことに対する歓迎の声明でした。

**松島** 『アカハタ』から不敬罪に該当する記事を探して、検察庁が編集責任者を起訴しようとしていたのですか。

そのようですね。オプラーらが助言し、検察庁がしぶしぶ諦めたようです。マッカーサーの「声明」は、「すべての人間は法律の前に平等であり、天皇といえども一般市民に認めていない特別の法的保護を与えてはならない」というもので、新憲法の理念を確認した内容となっていました。

ところが先ほど来、司法省の抵抗が話題となっていますけれども、1946年12月27日、こんどは吉田首相が直接、マッカーサーに書簡を送って不敬罪の存続を求めています。天皇主義者の吉田にとって、天皇を国民と同列に扱うことが我慢ならなかったのでしょう。

**松島** 当時、吉田の天皇崇拜は有名でした。余談ですが、法廷で検事側は天皇の名前を出すとき「天皇陛下にあらましましては」と恐ろしいほど畏まって質疑応答しておりました。弁護団からは「天皇」「天皇」と名前がポンポン出ていたけれども、検事側は終始、不快な表情になっていましたね。

先ほどの「吉田書簡」ですが、年明けの1947年2月25日、マッカーサーは吉田に返

書を送り、「不敬罪は新憲法の本質と相容れない」といふも拒否してました。返書はオプラーが起草したようです。

**松島** ダネルスキーの論文においても、吉田とマッカーサーの往復書簡の内容・経過について紹介されていますが、マッカーサーは、不敬罪を存置することは「門地による差別」であり、立憲君主制のイギリスにもなく、アメリカでも元首に対して危害を与えた場合、たとえその結果が死亡にいたっても特別法ではなく、一般の法律において犯罪者を裁く、これが通常の法概念だとむしろ論じていますね。

ええ。ところが検察側はあくまでもブラカード事件を不敬罪として扱い、有罪にしようとした。

**松島** そうです。検事側は、控訴審では「何がなんでも不敬罪で罰する」という意気込みでした。

### 片山内閣の評価

**松島** 1947年4月25日、戦後2回目の総選挙(第23回)において日本社会党が第1党となり、6月1日に社会党首班の片山哲内閣が誕生しました。この間、5月3日に日本国憲法が施行されました。

片山内閣は日本国憲法下の最初の内閣です。そして、不敬罪の廃止を確認する刑法の改正作業が片山内閣のもとでなされ、片山さんご自身それなりにリーダーシップをとられ、同年10月26日に改正刑法が公布されました。明治以来つづく、天皇の神聖不可侵性を担保していた不敬罪は、ここに廃止となりました。私が片山内閣で評価するのはただ一点、不敬罪を葬り、日本の司法制度を新憲法の理念に沿って整えたことです。かつて法律学を学んだ者として、この点は評価できますね。

私も片山内閣を評価しているのです。

私の場合は、政治学の視点から評価するもので、日本における総選挙の洗礼を受けて成立した。日本歴史上、最初の社会党首班の政権であり、もう1、2回政権を担っていたならば、日本にも本格的な社会民主主義の政権が誕生し、発展する可能性があったであろうと推察しているのです。

日本においても、英米と同じく、本格的な二大政党制が成立する条件と展望があったのであり、少し飛躍しますが、片山内閣は総辞職などすべきじゃなかったと私は考えているのです。

**松島** のちの歴史をながめれば、そうも評価できないと思いますね。でも私は学者じゃないから、論証するようなかたちで意見を申し上げることはできないのが残念です。

### 控訴審の争点

**松島** 控訴審で問題となった争点は、第1審と同じ不敬罪の存否に関するものです。ポツダム宣言を受諾した後においても、刑法第74条第1項の不敬罪が存在するのかわからないのか、効力があるのかわからないのかという問題ですね。不敬罪は厳に存在し、効力があるというのが検察側の一貫した主張で、検事が控訴したのもこの理由からでした。

控訴審において、検事は、ポツダム宣言の受諾により天皇の本質に変更が生じたことを認めました。不敬罪は、天皇が神聖不可侵の存在であり、主権者＝元首であり、かつ統治権の総攬者たる地位にあることを前提として成り立つ法律でした。その前提が崩れたのです。

ところが検事側は、日本国憲法が公布・施行されても、改正ないし廃止の措置がとられないかぎりには存続し、効力があると言う。岡本という検事だったと思いますが、天皇は統治権の一部を担い、外交面では元首として国事行為を務

めているので、天皇に対する誹謗・侮辱は一般人に対するそれとは区別して「尊崇」の対象として扱わなければならないと反論しておりました。

これに対して私は一貫して、不敬罪は存在しないという立場でした。最高裁へ上告した「理由書」の写しが自宅にあったはずだと、今回、書類箱や本棚を探しましたが、発見できませんでした。「上告理由書」でも、日本はポツダム宣言の受諾以降、連合国の管理下におかれ、明治憲法下の天皇制が否定され、したがって不敬罪も消失したと明確に主張していました。

「上告理由書」は、『正木ひろし著作集』第1巻（前出）に収められています。

**松島** そうでしたか。とにかく……、新憲法が議会を通過しても刑法の改正がなされないかぎり不敬罪は存続し、効力もあるというのが検事側の主張でした。少なくとも新憲法が公布された時点で、施行された場合はなおさらのことですが、検事側も裁判所側も新憲法の理念に沿う形でプラカード事件の扱いを処理すべきだったでしょう。刑法が改正されていなくても、先のマッカーサーの「声明」が指摘するように、不敬罪は、憲法の理念と相容れない存在となったわけですからね。

控訴審における第二の争点は、刑法第230条第1項の名誉毀損罪の範囲に関するものでした。ポイントは、不敬罪の規定は天皇に対する名誉毀損罪の特別罪として認められるのかということにありました。

第1審の判決では名誉毀損罪として認定され、有罪とされたわけですね。

**松島** ええ。けれども第1審の場合、「天皇の一身に対する誹毀侮辱等に涉る行為については不敬罪を以て問擬すべきかぎりではなく、名誉に対する罰条を以て臨むを相当とする」と、つまり刑法の一般規定における名誉毀損罪であ

り、不敬罪としては扱っていない。名誉毀損罪の特例、というような内容だったと思いますね。

検事は、不敬罪は存続する、プラカードの文言は政治批判の枠を著しく越え、天皇の名誉を毀損する不敬罪を構成する。だが、1946年11月3日に大赦令が出され公訴権も消滅したので、刑事訴訟法第363条第3項により免訴とならざるをえないという主張でした。もちろん私の立場は、天皇および天皇制に対する政治的批判を風刺的に表明したもので、不敬罪も名誉毀損罪も成立せず、したがって無罪であると反論しました。

### 控訴審の判決

**松島** 控訴審では「免訴」の判決が出ました。これは、私や弁護団側の主張が認められたからではない。判決の大意は、不敬罪が存続するという前提においてプラカード事件は不敬罪に該当し、かつ有罪であるが、すでに大赦令が渙発され、赦免されているのでこれを免訴とするというものでした。要するに私は無罪ではなかったのです。

判決は、かなり検事側の主張を採用するものとなっていますね。

**松島** 「かなり」というよりは、ほとんどそうですね。事実上、第1審を破棄していますね。判決は、敗戦後の日本政治の変化・変革を認めながら、日本国憲法が制定されても天皇の地位は一般国民のそれとは大きく異なる、と認定していました。これは検事側の主張です。

主権は国民にあるのです。にもかかわらず、堀という裁判長は、天皇が国事行為を日々おこなっていて、これは事実上、国家の元首としての務めを果たしているのだという理由を立て、また天皇が特別の地位と職位を保持する結果として、新憲法における国民統合の象徴としての

役目も果たすことができると、むしろ検事側より一歩も二歩も踏み込んだ解釈をおこなっていました。

法理論、法理性というよりは、裁判長個人の見解が判断に反映されている感じを受けますね。

**松島** これは権力の意味なのでしょう。不敬罪の規定が現在なお刑法典において存在している、という主張はある意味で認められるかもしれない。旧刑法はあの時点で改定されていませんからね。

だが控訴審では、新憲法においても、平等に認められている社会的地位やその保護についても「分相応の差異」があると判断をしていたのです。このことは断じて認めるわけにはいきません。このときほど怒りを覚えたことはない。裁判官は旧体制の守護者で、天皇制を守るということで頭ががちだったのです。当然、私は上告を決めました。

### 最高裁の判決

**松島** 私は最高裁の判決において、事実上、不敬罪を認定した控訴審の判決を憲法違反として破棄し、プラカード事件それ自体を無罪とすることを期待しておりました。ところが、1948年5月26日、最高裁が下した判決は「上告棄却」でした。

今回、あらためて『最高裁判所判例集』(第2巻6号)を読みました。去来するものがあり感慨複雑でした。判決の趣旨は事件が公訴中、大赦があった場合、裁判所は公訴事実の存否や犯罪の成否について実体審理をおこなうことはできない、という判断だったと思います。これが、三淵忠彦裁判長はじめ多数派9名の判断でした。2年余に及ぶプラカード事件の裁判は、最高裁によりいわば門前払いのような格好で結審したのです。

審理では意見が分かれたようですね。元来プラカード事件において公訴権は存在しないのだと、無罪を主張した裁判官もいたようですね。

**松島** 庄野理一という裁判官がその意見でした。最高裁の判決に何か一つ法の正義を探すとすれば、少数意見として退けられたその庄野という裁判官の意見ぐらいでしょう。

庄野さんの意見は、基本的に私や弁護士と同じ論理思考にありました。こういう論理なのですね。第一に、前提として、不敬罪を法益とする天皇に対する特殊な尊厳は一体どこから生じるのか、そしてそれは天皇における地位の「最高独立性」にあるという理解に立っていました。

二番目に、この天皇における「最高独立性」としての地位は、ポツダム宣言の受諾とGHQの対日管理により失われ、その結果、刑法における不敬罪の法益も消滅した。三番目に、プラカードが作製された時点において、内容を云々する以前に、不敬罪それ自体が存在していなかったと考えなければならぬ。そして四番目に、結論として、不敬罪が存在していないもとは公訴権も存在しないのであって、大赦の対象にもなりえず、したがって原判決を破棄して無罪を宣告すべきである、というものでした。

最高裁の判決に、他の判事の少数意見も紹介されています。けれども原判決の破棄と無罪の宣告を主張した判事は、庄野さん以外いなかった。庄野さんは自らの意見について、「天皇は日本国民統合の象徴であって、この地位は主権の存する日本国民の総意に基く」という日本国憲法の第1条や、「すべて国民は、法の下に平等である」という第14条の理念に沿うものである」とも述べていたと思います。

オプラーは上告審における多数派の判断に、不敬罪の存否など重要な争点に対する



判断を避けた、として納得しなかったようですよ。

**松島** そうでしょう。プラカード事件について、争点となった問題では何一つ判断を示していない。すでに大赦令が出て、赦免されているので上告を棄却するという純粹に技術的判断のみに終始し、不敬罪の存否やその効力の問題の審理を避けたのですね。

### 事件を顧みて

**松島** プラカード事件から四十数年経ちました。本年（1989年）1月7日、病床にあった裕仁天皇が死去しました。享年87歳だったそうですね。現在、天皇の代替わり儀式が準備され、神社庁や内閣、自民党などは「即位の礼」と「大嘗祭」を憲法第7条が定める天皇の国事行為として、皇室主導でおこなう動きとなっています。

日本国憲法は政教分離を規定しています。けれども私は、天皇の代替わり儀式や皇室行事のなかで政教分離がなし崩し的に否定されてしまうのではないかと懸念しています。

前回も話しましたが、昨年来、天皇の病気が伝えられて行事自粛が相次ぎました。天皇が死去したさい、国民が弔意を表そうと皇居坂下門に長蛇の列となって記帳に押しかけ、これをマスコミが連日報道しましたですね。他方で、この間、新聞や雑誌、またテレビなどでは天皇の賛美や皇室の「ご安泰」を報じる特集記事や番組が実に多い。

皇居坂下門は、43年前、食糧メーデーの代表団が皇居に入って宮内省の役人と天皇に対する大会決議文の手渡しを交渉している間、私が音頭をとって集会を開いた場所でした。この間、坂下門における記帳風景を写真やテレビで目にするたびに、私は「国体はゴジされたぞ」のプラカードを掲げて参加した食糧メーデーにおけ

る集会やデモ行進のことがどうしても重なって脳裏に浮かぶ。

私はあのプラカードに、明治以来尊崇の対象とされ、あるいは国民のなかにある天皇や皇室への幻想、これを根底から払拭しなければ日本の民主主義は確立しないという思いを披瀝したつもりでした。同時に、天皇は1946年2月19日私が住む川崎市に巡幸で来られ、「人間天皇」として歓迎されたわけですがけれども、国民にとって天皇は有難い存在では決してなく、むしろ軍国日本を象徴する存在であり、天皇と天皇制政治こそ国民生活を苦しめる元凶だ、という思いも込めておりました。

時間がだいぶ経ちました。この点だけを述べて終わりたく存じます。

あのプラカードが大問題になった理由は二つありました。当時、幣原喜重郎内閣が総辞職して、吉田茂内閣が誕生するまで1か月の「政権空白」がありました。この間、GHQ主導の民主革命が進展し、他方で労働者は復活メーデー、食糧メーデーにおいて「民主人民戦線政府の樹立」を決議しました。戦争の終結を遅らせ、責任もとらず、食糧危機を惹起させてこれを放置する天皇と天皇制に対する民衆の非難・批判が沸騰し、これが臨界点にたっし、保守陣営とのいきづまるような対決が現出されていました。

理由の一つは、私のプラカードが、その対決を剥き出しに表現したものでした。保守側に、天皇や天皇制に対する批判や非難を封じ込めなければ、瓦解してしまうという非常な危機意識が背景にあって、反撃の機会をねらっていたのだと思う。プラカード事件は、敗戦以来、守勢に追いやられた保守陣営の反動化の先駆としての意味があると私は考えています。

もう一つは、当時、新憲法の草案が発表され、天皇制の問題が論議の中心となっていました。対日理事会でも天皇制をどう処理するかが議論

となっていましたね。日本共産党は天皇制の廃止を主張し、「日本人民共和国憲法草案」(1946年6月28日)を発表しておりました。他方で、保守陣営はその憲法草案の条項に「天皇は神聖にして不可侵」という内容を盛り込もうと執拗に工作していました。私のプラカードを不敬罪に問い、起訴したのは、保守陣営のあがきの一つとしてあげられますね。

この保守陣営のあがきは失敗しました。私は先ほどプラカード事件について、上告審では日本国憲法に違反するという正当な判断が示されず、うやむやな形で結審したむねの話をしました。もちろんGHQの判断や指導もあったわけけれども、2年余に及ぶプラカード事件の裁判闘争があって、ついに不敬罪の規定は潰れてしまったのです。この意味でプラカード事件は、裁判闘争を通じて勝ち取った成果という意義も

あると思います。

1947年10月21日、改正刑法により不敬罪が法律の上では消滅しました。けれども、これまで中央公論社の深沢七郎著『風流夢譚』事件(1960年11月)をはじめ、保守陣営や神社庁からは、象徴としての天皇や皇室に対する名誉を毀損したとして不敬罪の復活を求める動きが見られました。私は、この間における天皇の代替わり儀式を通じて、不敬罪の復活を求める動きがより目立ってくるのではないかと懸念しているのです。

何回にもわたっての証言、有難うございました。年内にテープ起こしを完了したいと思います。原稿化できましたらお送りいたしますので、加筆・補正の件どうぞよろしく願いいたします。

松島 承知しました。(完)

## グローバル化と政治のイノベーション

—「公正」の再構築をめざしての対話—

高木郁朗・住沢博紀・T・マイヤー編

(ミネルヴァ書房刊・本体価格四八〇〇円・A5判三三〇頁)

本書は、昨年四月、生活研とフリードリヒ・エーベルト財団が主催し、アジア・欧米の進歩的研究者が参加した国際会議での議論を取りまとめたものである。市場原理主義に導かれるグローバル化への代替戦略を探り、社会的公正が埋め込まれたグローバル民主主義を実現する道筋を示し、これからの社会民主主義・進歩的政治の視座を与える。

### ●本書の内容

解題 (高木郁朗・小川正浩)  
総論・基調報告

「第三の道」はいかに日本に受容されたか(住沢博紀)  
モダン社会民主主義(トーマス・マイヤー)

#### 第I部 グローバル化の帰結と代替戦略

第一章 グローバル政治経済の再考(ジェフ・フォー)  
第二章 グローバリゼーションをこえ、より良き世界を目指して(金大煥)

第三章 日本は新たな衰退国家なのか?(野村正實)  
討論 市場主義の盲点(小野善康)

総括 第一セクションへのコメント(大沢真理)

#### 第II部 持続可能な福祉国家のための改革

第一章 社会的保護のための協力(ポー・ロツシュテイン)  
第二章 共通性のなかの差異(レネ・キュベルス)

第三章 日本における福祉国家の新しい政治(新川敏光)  
討論 福祉国家再編の異なったベクトルと日本(宮本太郎)

総括 第二セクションへのコメント(山口定)

#### 第III部 「第三の道」のリージョナル化とグローバル化

第一章 「第三の道」の今日的意義(アンドリュウ・キャンブル)  
第二章 九一一事件の後に(黄 平)

第三章 日本型社民主義の可能性(山口二郎)  
討論 リージョナリズム(地域主義)と国民国家(村上信一郎)

総括 第三セクションへのコメント(高橋進)